

## 目標設定型排出量取引制度の概要について

### 1 制度の概要

埼玉県では、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成 23 年度から「目標設定型排出量取引制度」を導入している。

本制度の対象事業所には、県が定めた目標削減率に基づいて温室効果ガスの総量削減を進めていただく。

目標削減率を、第 1 計画期間（平成 23～26 年度）は工場等 6%、業務ビル等 8%、第 2 計画期間（平成 27～31 年度）は工場等 13%、業務ビル等 15%とし、削減対策を実施するよう取り組んでいただいている。

なお、本制度は、平成 22 年度から東京都が導入した「東京都総量削減義務と排出量取引制度」と連携しており、相互でクレジットの取引が可能となっている。

対象事業所：原油換算エネルギー使用量が 3 か年度連続して 1,500 キロリットル以上の事業所（大規模事業所）

制度対象ガス：燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）

削減計画期間：第 1 計画期間（H23～26）、第 2 計画期間（H27～31）、以降 5 年度ごとの期間

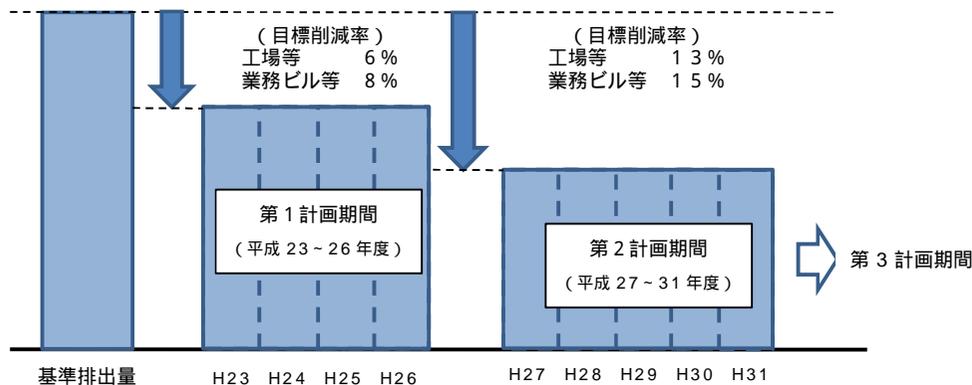
削減目標：基準排出量 ×（1 - 目標削減率）を削減目標量とする

目標削減率：（第 1 計画期間）工場等 6%、業務ビル等 8%  
（第 2 計画期間）工場等 13%、業務ビル等 15%

目標達成の方法：自らの削減を基本とする。

目標に達しなかった場合、排出量取引を活用して目標達成に努める。

基準排出量とは、制度開始前における各事業所の排出量を基に、事業所ごとに設定された排出削減の基準となる値。原則として、平成 14～19 年度のうち連続する 3 年間の平均値から算定している。



### 2 制度の施行状況等

#### （1）大規模事業所の CO<sub>2</sub> 削減実績

用途	削減率（基準排出量比）	
	第 1 計画期間	第 2 計画期間（平成 27 年度）
工場等	22%	28%
業務ビル等	22%	26%
全体	<b>22%</b>	<b>27%</b>

#### （2）大規模事業所の目標達成状況

用途	第 1 計画期間				第 2 計画期間（平成 27 年度）	
	対象事業所	目標を達成した事業所数			対象事業所	自らの削減で達成見込み
		自らの削減で達成	排出量取引を活用	合計		
工場等	428	371	50	421	404	299
業務ビル等	180	162	16	178	165	131
全体	<b>608</b>	<b>533</b>	<b>66</b>	<b>599</b>	<b>569</b>	<b>430</b>

#### （3）排出量取引の状況

取引の相手方等	取引事業所数
仲介事業者 <sup>（注 1）</sup>	24
同一事業者の大規模事業所	23
他事業者の大規模事業所	16
オフセットクレジットの取得 <sup>（注 2）</sup>	3
合計	66

注 1 仲介事業者  
大規模事業者等から CO<sub>2</sub> 排出削減量等（クレジット）を買入れ、他の大規模事業者等に販売する事業者

注 2 オフセットクレジット  
再生エネルギー事業や森林吸収事業による CO<sub>2</sub> 削減量を価値化したもの。大規模事業所は、排出削減量として目標の達成に用いることができる。

### 3 第 3 計画期間施行に関する検討

第 3 計画期間が平成 32 年度から始まるため、第 3 計画期間に適用する事項（目標削減率など）等の検討を行う。なお、検討にあたっては、専門的事項を扱うため、本専門委員会の下に新たに目標設定型排出量取引制度小委員会を設置する。